

**北海道告示第11317号**

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項第2号に掲げるかに固定式刺し網漁業(オホーツク総合振興局管内及び宗谷総合振興局管内沖合海域)について、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めた。

令和5年9月27日

北海道知事 鈴木直道

制限措置							許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可区分	備考	
(1)漁業種類	(2)操業区域		(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数	(6)漁業を営む者の資格				
かに固定式刺し網漁業	D海域	別記のとおり	12月15日から翌年5月31日まで	15隻	15トン未満	宗谷総合振興局管内(天塩郡幌延町を除く。)に住所を有する者	令和5年10月3日から同年11月2日まで	(宗1)	1. 許可の有効期間は、令和5年12月15日から令和6年12月14日までとする。 2. 起業の認可の有効期間は、令和5年12月15日から令和6年6月14日までとする。 なお、北海道漁業調整規則第8条の規定による当該起業の認可に基づく許可の有効期間は、許可の日から1に掲げる許可の有効期間の満了の日までとする。	
	E海域	別記のとおり								
	F海域	別記のとおり								
かに固定式刺し網漁業	C海域	別記のとおり	同上	13隻	同上	同上				(宗2)
	E海域	別記のとおり								
	F海域	別記のとおり								
かに固定式刺し網漁業	C海域	別記のとおり	同上	10隻	同上	同上	(宗3)			
	F海域	別記のとおり								
かに固定式刺し網漁業	C海域	別記のとおり	同上	21隻	同上	同上			(宗4)	

**別記 操業区域の表示**

**(1)C海域**

雄武、枝幸両町の境界線と最大高潮時海岸線との交点より43度30分の線以西、次に示す点①、②、③を順次に結ぶ線以東の距岸25,000メートル以内の海域及び稚内市モイマ山頂上339度の線(以下「モイマ山頂上の線」という。)と、次に示す点④、⑤、⑥、⑦、①を順次に結ぶ線、最大高潮時海岸線とに囲まれた海域。

**(2)D海域**

枝幸、宗谷両郡の境界線と最大高潮時海岸線との交点から47度30分の線、次に示す点⑧、③、②、⑨を順次に結ぶ線以西、豊富、幌延両郡の境界線と最大高潮時海岸線との交点から270度の線以北の海域。ただし、我が国領海及び排他的経済水域内の海域に限る。

**(3)E海域**

次に示す点⑨、③、②及び⑩を順次に結ぶ線に囲まれた海域。ただし、我が国領海及び排他的経済水域内の海域に限る。

**(4)F海域**

次に示す点⑧と⑩を結ぶ線以北、⑧の点から327度の線以東、⑩の点から346度の線以西の海域。ただし、我が国領海及び排他的経済水域内の海域に限る。

**<点の表示>**

- ① 宗谷岬突端
- ② 北緯45度33.1分、東経142度4.8分の点
- ③ 北緯45度33.1分の線と距岸25,000メートルの線との交点
- ④ 野寒布岬稚内灯台中心点0度30分11,900メートルの点と①の点0度8,500メートルの点(⑤の点)を結ぶ線とモイマ山頂上の線との交点
- ⑤ ①の点0度8,500メートルの点
- ⑥ ①の点0度5海里の点と同点90度9海里の点を結ぶ線と、⑤の点と稚内市、宗谷郡の境界線と最大高潮時海岸線との交点から50度25,000メートルの点を結ぶ線との交点
- ⑦ ①の点0度5海里の点と同点90度9海里の点を結ぶ線と、①の点と②の点を結ぶ線との交点
- ⑧ 枝幸、宗谷両郡の境界線と最大高潮時海岸線との交点から47度30分、40,000メートルの点
- ⑨ 北緯46度0.1分、東経141度34.8分の点
- ⑩ 北緯45度27.5分、東経142度46.9分の点